沼津市立第五小学校

令和７年４月３日

第五小・学校いじめ防止基本方針

いじめとは、「当該児童等が、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットも含む）であって、心身に苦痛を感じているもの」（第2条）である。いじめはどの学級にも、どの子にも起こりうることを踏まえ、児童が安心して学校生活を送ることができるように、全ての教職員が共通理解を図り、保護者、地域、関係者と協力して問題の解消に取り組んでいく。

「第□条」＝「いじめ防止対策推進法」

〔　相談窓口　〕
第五小学校　921 － 0355
校長・教頭
生徒指導主任

《　未然防止のための取組　》

〔　教師集団の姿勢　〕
- ○児童の小さな変化も見逃さない
- ○児童とのふれ合いを大切にする
- ○いじめを許さない姿勢、見逃さない雰囲気作り
- ○問題を一人で抱え込まない
- ○日常業務の中で、自殺予防、いじめ対応を最優先とする

〔　校内連携体制の充実　〕

〔　子供たちの「居場所づくり」と「絆づくり」を大切にした学校生活作り　〕

〈　学級経営　〉
- ○「人間関係づくりプログラム」の実施と活用
- ○あいさつや言葉遣いの指導を通した友達とのよりよい関係作り
- ○「五小のきまり」を共有

〈　特別活動　〉
- ○「五小っ子活動」における共感的な人間関係作りと自発性の育成

〈　授業　〉
- ○学習規律の確立
- ○「分かった、できた」が実感できる授業
- ○自己有用感を高める
- ○ユニバーサルデザイン、五小スタンダードを意識した授業作り

〈　情報教育　〉
- ○ネットモラル教育の推進

〈　道徳教育　〉
- ○教育活動全体で行う道徳教育の推進
- ○いじめをしない、させない、許さない児童の道徳性を養う道徳の時間

重点内容項目
～ 規則の尊重・希望と勇気・努力と強い意志 ～

〈 他学校との交流・連携 〉
- ○視覚、聴覚特別支援学校との交流活動
- ○五中、開北小との連携

《　いじめの発見に向けて　》

〔　手立て　〕
- ○全教職員による日常の丁寧な観察
- ○「なかよしアンケート」の実施（年間３回）と**事後の聞き取り〔全員〕**
- ○打合せでの情報交換
- ○日記、ノート指導
- ○児童理解研修会
- ○保護者、地域からの情報収集と連携

いじめの発生

〔　児童の様子の把握　〕

いじめの態様を**「暴力」**、**「暴力を伴ういじめ」**、**「暴力を伴わないいじめ」**の視点でとらえる

- ・殴られたり、蹴られたり、物を壊されたり、捨てられたりする
- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれや集団による無視をされる
- ・金品をたかられる、隠されたり、盗まれたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

- ・転入者、外国人児童へのいじめ
- ・被災し、避難してきた子に対するいじめ
- ・LGBTへのいじめ
- ・特別に支援を要する子が加害者や被害者になるいじめ等の理解と把握

《　いじめの対応　》

〔　いじめ対策委員会　〕
- □校長
- □教頭
- □生徒指導主任
- □教務主任
- □養護教諭
- □不登校担当
- □該当する学年主任
- □該当する学級担任
- □ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ

○いじめの訴えや情報、いじめと思われる状況の察知
- ・いじめの兆候の把握

○生徒指導主任、管理職に報告
- ・教員一人で判断しない　・初期対応の方向の決定

○学級担任、学年主任、生徒指導主任による事実確認
- ・複数の教員で対応し、個別に話や状況を聞く
- ・共感的に聞き、事実を確実につかむ
- ・情報の提供者に配慮する

○「いじめ対策委員会」において対応方針の決定
- ・具体的な対応や指導の手順を検討する
- ・教員の役割分担を明確にする
- ・決定した対応方針を、教職員間で共通理解する

〔　関係機関との連携　〕
- ◇沼津市教育委員会
- ◇警察
- ◇少年サポートセンター
- ◇児童相談所
- ◇青少年教育センター

- ◇民生委員
- ◇主任児童員
- ◇学校運営協議会
- ◇ＰＴＡ

〔　児童、保護者への具体的な対応　〕

○いじめられた子 保護者への支援
- ・信頼関係がある教職員が対応し、訴えや相談に誠意をもって応じる
- ・解決に向けて保護者とともに支援する体制を作る
- ・カウンセリング等の支援を行う
- ・再発防止策を提示する

被害児童の心身のケア

○いじめた子(たち) 保護者への指導
- ・事実の確認とともに行った行為は許されないことを自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える
- ・背景にあった状況を一緒に考える
- ・いじめは、だれでも被害者にも加害者にもなり得ることを理解させる

加害児童の成長支援

○他の児童 傍観者への指導
- ・新たないじめを防止するための指導を行う
- ・傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる

必要に応じて、懇談会等で他の保護者へ説明する

〔　重大事態への対応　〕（第28条）

〈 重大事態とは 〉
- 生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

〈 発生時の対応 〉
- ○速やかに教育委員会に報告する
- ○いじめ対策委員会を中心に事実関係を調査し、関係機関と連携して適切な対応を行う
- ○いじめを受けた児童の保護者に対し、情報を適切に提供する

《　いじめの解消に向けて　》

- ○継続指導
- ○指導の見直し

相当期間 ３ヶ月の継続観察

○いじめ解消の確認
校長が判断

《　学校評価　》（第34条）

- ・未然防止　・アンケート内容
- ・早期発見　・適切な対応
- ・再発防止　・校内研修の在り方

評価項目に盛り込み、取組状況を評価する